連

別表一の二(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分……平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

「法人税額の計算」は、次の①から③までの全てに該当する連結親法人にあっては「24」から「27」までの各欄に、上記以外の連結親法人にあっては「28」から「30」までの各欄に記載することになりますので、御注意ください。

①総収入金額のうちに物品供給事業に係る収入金額の占める割合が50％超

②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上

③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

税務署受付印	平成　年　月　日　税務署長殿
納税地	電話(　　)　－
(フリガナ) 連結親法人名	
(フリガナ) 代表者自署押印	印
代表者住所	

所管 / 業種目 / 概況書 / 要否 / 別表等	
連結親法人整理番号	
期末現在の出資金の額	円
経理責任者自署押印	印
旧納税地及び旧法人名等	
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

※税務署処理欄

連結申告	一連番号
連結グループ整理番号	
連結事業年度(至)	年　月　日
売上金額	兆　十億　百万
申告年月日	年　月　日
申告区分 / 庁指定 / 局指定 / 指導等 / 区分	
通信日付印 / 確認印 / 省略	年　月　日
	直前年度事業処理　年　月　日

平成　年　月　日

連結事業年度分の　申告書

平成　年　月　日

翌年以降送付要否	要	否	
適用額明細書提出の有無	有	無	
税理士法第30条の書面提出有		税理士法第33条の2の書面提出有	

項目	番号	金額（十億 百万 千 円）
連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「56の①」)	1	
法人税額 (34)又は(37)	2	
法人税額の特別控除額 (別表六の二(三)「27」+別表六の二(四)「16」+別表六の二(五)「18」+別表六の二(七)「37」+別表六の二(八)「37」+別表六の二(九)「37」+別表六の二(十)「51」+別表六の二(十一)「42」+別表六の二(十二)「42」+別表六の二(十三)「38」+別表六の二(十四)「22」+別表六の二(十五)「17」+別表六の二(十六)「37」+別表六の二(十七)「18」+別表六の二(十八)「42」+別表六の二(十九)「19」)	3	
差引法人税額 (2)－(3)	4	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5	
土地譲渡利益金 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二の二)「25」+別表三(三)「20」)	6	000
土地譲渡利益金 同上に対する税額 (38)+(39)+(40)	7	
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8	00
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9	
控除税額 (((8)－(9))と(43)のうち少ない金額)	10	
差引この申告により納付すべき法人税額 (8)－(9)－(10)	11	00

項目	番号	金額（十億 百万 千 円）
この申告による還付金額 所得税額等の還付金額 (45)	12	
この申告による還付金額 連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額	13	外
この申告による還付金額 計 (12)+(13)	14	外
この申告が修正申告である場合 この申告前の 連結所得金額又は連結欠損金額	15	
この申告が修正申告である場合 この申告前の 課税土地譲渡利益金額	16	
この申告が修正申告である場合 この申告前の 法人税額	17	
この申告が修正申告である場合 この申告前の 還付金額	18	外
この申告が修正申告である場合 この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((11)－(17))若しくは((11)+(18))又は((18)－(14))	19	外 00
連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3の計」又は「16」)	20	
翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5の合計」)	21	
この申告が修正申告である場合のこの申告前の 連結欠損金の当期控除額	22	
この申告が修正申告である場合のこの申告前の 翌期へ繰り越す連結欠損金	23	

法人税額の計算	項目	番号	金額
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 800万円×$\frac{}{12}$	24	000
特例税率の適用がある場合	(1)のうち(24)を超え年10億円相当額以下の金額 99,200万円×$\frac{}{12}$	25	000
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 (1)－10億円×$\frac{}{12}$	26	000
特例税率の適用がある場合	連結所得金額(1) (24)+(25)+(26)	27	000
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円×$\frac{}{12}$相当額のうち少ない金額	28	000
上記以外の場合	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)－(28)	29	000
上記以外の場合	連結所得金額(1) (28)+(29)	30	000

項目	番号	金額
(24)の16％相当額	31	
(25)の20％相当額	32	
(26)の22％相当額	33	
法人税額 (31)+(32)+(33)	34	
(28)の16％相当額	35	
(29)の20％相当額	36	
法人税額 (35)+(36)	37	

土地譲渡税額の内訳	番号	金額
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	38	0
同上 (別表三(二の二)「28」)	39	0
土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)	40	00

控除税額の計算	番号	金額
所得税の額 (別表六の二(一)「6の③」)	41	
外国税額 (別表六の二(二)「12」)	42	
計 (41)+(42)	43	
控除した金額 (10)	44	
控除しきれなかった金額 (43)－(44)	45	

還付を受けようとする金融機関等			
銀行・金庫・組合・農協・漁協	本店・支店・出張所・本所・支所	預金	郵便局名等
口座番号		ゆうちょ銀行の貯金記号番号	－
※税務署処理欄			

法 0301-0102-02

税理士署名押印	印